

生駒市条例第 22 号

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

生駒市長 小 紫 雅 史

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例（昭和 51 年 4 月生駒市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中市民のいのちを守る医療基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。